ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
福島労働局
Press Release

報道関係者　各位

令和８年６月 26 日
【照会先】
福島労働局労働基準部監督課
課　　長　渡辺　　満
監察監督官　寺嶋　徹之
(電話)024(536)4602

福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等を行う事業場への監督指導結果（令和７年）を公表します

福島労働局（局長　岡田　直樹）では、令和７年１月から令和７年 12 月までの間に、①福島第一原子力発電所での廃炉作業、②福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、③福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務、④中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対し、管内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策及び健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

◆　監督指導結果のポイント

1　福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数	**369 事業場**
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	**43 事業場（11.7%）**
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	**9 事業場（2.4%）**
・労務管理関係の違反事業場数	**26 事業場（7.0%）**

2　福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数	**156 事業場**
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	**51 事業場（32.7%）**
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	**23 業場（14.7%）**
・労務管理関係の違反事業場数	**8 事業場（5.1%）**

3　福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

監督指導実施事業場数	**13 事業場**
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	**4 事業場（30.8%）**
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	**2 事業場（15.4%）**
・労務管理関係の違反事業場数	**0 事業場（0.0%）**

4　中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数	**27 事業場**
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	**1 事業場（3.7%）**
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	**0 事業場（0.0%）**
・労務管理関係の違反事業場数	**0 事業場（0.0%）**

※1　「現場における安全衛生関係の措置に関する違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、線量の測定などの電離則又は除染電離則に係る違反のほか、車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限、開口部等の囲い等の設置等などが含まれる。

※2　「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」には、それぞれに同一の事業場が複数計上されていること、及び「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」は、本資料 10 頁以下に示す「健康管理関係の違反事業場数」、「元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数」を加えた 4 つの違反事業場数のカテゴリーのうちの 2 つのカテゴリーを例示したものであることから、「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」と「労務管理関係の違反事業場数」の合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

1　福島第一原子力発電所での廃炉作業

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する違反の状況（10 頁及び 14、15 頁参照）

①　現場における安全衛生関係の措置については、線量当量率等の測定、線量の測定結果の確認・記録に関する違反のほか、車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限、開口部等での作業、作業主任者の氏名等の周知、車両系建設機械の作業開始前点検、移動式クレーンの作業方法等の決定に関する違反事業場がみられる。

②　健康管理関係については、電離放射線健康診断結果の報告、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられる。

③　労務管理関係については、割増賃金の支払、賃金台帳の調整、就業規則の作成・届出、年次有給休暇、定期賃金の支払、時間外労働、労働条件の明示に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

①　現場における安全衛生関係の措置については、作業場所の外部放射線による線量当量率を測定した結果を作業者に周知していない、被ばく線量の測定結果を放射線業務従事者に知らせていない、車両系建設機械を主たる用途以外の用途で使用している、作業床の端で要求性能墜落制止用器具を使用していない、車両系建設機械の作業開始前点検を行っていないなど、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないよう指導を行っている。

②　健康管理関係については、電離放射線健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについて、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。また、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のために重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。

③　労務管理関係については、時間外労働などに対する割増賃金の算定基礎に算入すべき手当を含んでいない、賃金台帳に労働時間数などの必要事項が記載されていない、就業規則に手当などの必要事項が記載されていない、年次有給休暇を年 5 日以上取得させていない、賃金控除協定が締結されていない、時間外労働に関する協定で定める限度時間を超えて労働している、労働条件通知書に必要事項が記載されていないなど、労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指　導　事　例　～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●線量当量率等の測定等	指導内容 作業場所の外部放射線による線量当量率を測定した結果について、見やすい場所に掲示する等の方法により周知していなかったことから、周知するよう指導を行った。（電離則第 54 条）。
	●開口部等の囲い等の設置等	指導内容 高さが２ｍ以上の作業床の端等、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、墜落防止のための手すり等を設けることが困難な箇所において、要求性能墜落制止用器具を使用していなかったことから、使用して作業を行わせるよう指導を行った（安衛則第 519 条）。
②健康管理関係	●電離健康診断結果報告書の提出	指導内容 電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、電離放射線健康診断を実施後、遅滞なく提出するよう指導を行った（電離則第 58 条）。
	●健康診断の結果についての医師等からの意見聴取	指導内容 一般健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するため必要な措置について医師等から意見聴取を行っていなかったことから、意見を聴取するよう指導を行った（安衛則第 51 条の 2）。
③労務管理関係	●割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金	指導内容 労働者に支給する手当の一部について、割増賃金の算定基礎に含めておらず、時間外労働に対する割増賃金の支払金額が不足していたことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
	●就業規則の作成・届出	指導内容 労働者に支給する手当の一部について、就業規則に決定の方法に関する事項等を記載していなかったことから、記載するよう指導を行った（労基法第 89 条）。

<table>
<tr><td rowspan="4">④元方事業者等の講ずべき措置</td><td rowspan="2">●元方事業者の講ずべき措置</td><td>指導内容</td></tr>
<tr><td>下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じることのないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">●協議組織の設置及び運営</td><td>指導内容</td></tr>
<tr><td>協議組織について、全ての関係請負人が参加するものでなく、また、定期的に開催されていなかったことから、全ての関係請負人が参加する協議組織を定期的に開催するよう指導を行った（安衛則第 635 条）。</td></tr>
</table>

2　福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する違反の状況（11 頁及び 16、17 頁参照）

①　現場における安全衛生関係の措置については、作業場所の事前調査・明示に関する違反のほか、車両系建設機械の特定自主検査、車両系建設機械の主たる用途以外の使用、下肢の切創防止用保護衣の着用などに関する違反事業場がみられる。

②　労務管理関係については、労働条件の明示、就業規則の作成・届出、賃金の支払、年次有給休暇、割増賃金の支払に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

①　現場における安全衛生関係の措置については、除染等作業の対象となる汚染土壌等の放射能濃度の値を明示していない、車両系建設機械の特定自主検査を行っていない、車両系建設機械を主たる用途以外の用途で使用している、下肢の切創防止用保護衣を着用していないなど、これらの措置が講じられていない場合、重篤な健康障害又は労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないよう指導を行っている。

②　労務管理関係については、労働条件通知書に必要事項が記載されていない、就業規則に月 60 時間を超えた際の割増賃金率が記載されていない、賃金控除協定が締結されていない、年次有給休暇を年 5 日以上取得させていない、時間外労働などに対する割増賃金の算定基礎に算入すべき手当を含んでいないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指　導　事　例　～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●作業場所の事前調査・明示	指導内容
		作業開始前に測定した除染等作業の対象となる汚染土壌等の放射能濃度の値について、労働者に明示していなかったことから、明示するよう指導を行った（除染電離則第 7 条）
	●車両系建設機械の特定自主検査	指導内容
		車両系建設機械について、年に 1 回、定期に特定自主検査を行っていなかったことから、定期的に検査を行うよう指導を行った（安衛則第 169 条の 2）。
②労務管理関係	●労働条件の明示	指導内容
		労働契約の締結の際に、就業の場所の変更の範囲等の法定の記載事項について、書面で明示していなかったことから、法定の記載事項を書面で明示するよう指導を行った（労基法第 15 条）。
	●就業規則の作成・届出	指導内容
		就業規則に法定の記載事項である月 60 時間を超えた際の割増賃金率が記載されていなかったことから、法定の記載事項を就業規則に記載するよう指導を行った（労基法第 89 条）。
③元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容
		下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。
	●物品揚卸口等についての措置	指導内容
		下請事業場の労働者に高さが 2 m以上の作業床を使用させるに当たり、元方事業者が、墜落防止措置を講じていなかったことから、手すり等を設けて作業を行わせるよう指導を行った（安衛則第 653 条）。

3　福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する違反の状況（12 頁及び 18 頁参照）

①　現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の主たる用途以外の使用、車両系建設機械の作業開始前点検に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

①　現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械を主たる用途以外の用途で使用している、車両系建設機械の作業開始前点検を行っていないなど、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないよう指導を行っている。

指　導　事　例　～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限	指導内容 クレーン機能付きドラグ・ショベルを用いて荷の吊り上げ作業を行っていたが、クレーンモードへの切り替えを行っていなかったことから、クレーンモードで作業を行うよう指導を行った（安衛則第 164 条）。
	●車両系建設機械の作業開始前点検	指導内容 車両系建設機械を用いて作業を行っていたが、作業開始前点検を行っていなかったことから、点検を行うよう指導を行った（安衛則第 170 条）。

4　中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する違反の状況（13 頁及び 18 頁参照）

①　健康管理関係については、電離放射線健康診断の実施に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

①　健康管理関係については、電離放射線健康診断を 6 月以内ごとに実施していない事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のために重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。

指　導　事　例　～こうした指導により違反の是正を図っています～

		指導内容
①健康管理関係	●電離健康診断の実施	電離放射線健康診断を前回実施後、6 か月以上経過してから実施していたことから、6 か月以内ごとに実施するよう指導を行った（電離則第 56 条）。

資　料

1　福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和７年）

＜表１－１＞　現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第 18 条)	1
車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限(安衛則第 164 条)	2
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第 170 条)	1
開口部等の囲い等の設置等(安衛則第 519 条)	2
作業方法等の決定等(クレーン則第 66 条の 2)	1
線量の測定結果の確認、記録(電離則第 9 条)	1
線量当量率等の測定等（電離則第 54 条）	2

＜表１－２＞　健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（安衛則第 51 条の 2）	1
電離放射線健康診断結果報告(電離則第 58 条)	1

＜表１－３＞　労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第 15 条)	1
定期賃金の支払(労基法第 24 条)	3
時間外労働(労基法第 32 条)	3
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	10
年次有給休暇(労基法第 39 条)	4
就業規則の作成・届出(労基法第 89 条)	7
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	8

＜表１－４＞　元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	8
協議組織の設置及び運営(安衛則第 635 条)	1

※１　「表１－１」「表１－２」「表１－３」「表１－４」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

2　福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（令和７年）

＜表２－１＞　現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第 18 条）	2
安全装置等の有効保持(安衛則第 28 条)	1
車両系建設機械の作業計画(安衛則第 155 条)	1
車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限(安衛則第 164 条)	3
車両系建設機械の特定自主検査(安衛則第 169 条の 2)	4
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第 170 条)	1
ガス等容器の取扱い（安衛則第 263 条）	1
電気機械器具の囲い等（安衛則第 329 条）	1
下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第 485 条）	3
コンクリート造の工作物の解体等作業の調査及び作業計画(安衛則第 517 条の 14)	1
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任（安衛則第 517 条の 17）	1
開口部等の囲い等の設置等(安衛則第 519 条)	2
要求性能墜落制止用器具等の取付設備等(安衛則第 521 条)	1
昇降するための設備の設置等（安衛則第 526 条）	2
物体の落下による危険の防止(安衛則第 537 条)	2
足場の組立て等の作業(安衛則第 564 条)	1
作業方法等の決定等(クレーン則第 66 条の 2)	1
作業開始前の点検（クレーン則第 78 条）	1
作業開始前の点検（クレーン則第 220 条）	1
作業場所の事前調査・明示(除染電離則第 7 条)	3
就業制限（玉掛け）（安衛令第 20 条）	1

＜表２－２＞　健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表２－3＞　労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第 15 条)	3
賃金の支払（労基法第 24 条）	2
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	1
年次有給休暇(労基法第 39 条)	2
就業規則の作成・届出(労基法第 89 条)	3

＜表２－4＞　元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	21
物品揚卸口等についての措置(安衛則第 653 条)	3

※２　「表２－１」「表２－２」「表２－３」「表２－４」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

3　福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和７年）

＜表３－１＞　現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限(安衛則第 164 条)	1
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第 170 条)	1

＜表３－2＞　健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表３－3＞　労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表３－4＞　元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	2

4　中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和７年）

＜表４－１＞　現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表４－２＞　健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
電離健康診断の実施（電離則第 56 条）	1

＜表４－３＞　労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

＜表４－４＞　元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
なし	

参　考

1　福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和３年～令和７年）

表１－１　監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
監督指導実施事業場数	340	293	292	319	369
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	137	67	70	74	43
違反率（%）	40.3%	22.9%	24.0%	23.2%	11.7%
電離則・除染電離則違反の事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	7(2.1%)	3(1.0%)	2(0.7%)	7(2.2%)	4(1.1%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(2.9%)	6(2.0%)	3(1.0%)	6(1.9%)	9(2.4%)
健康管理関係の違反事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	9(2.6%)	7(2.4%)	3(1.0%)	9(2.8%)	2(0.5%)
労務管理関係の違反事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	113(33.2%)	55(18.8%)	62(21.2%)	59(18.5%)	26(7.0%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	14(4.1%)	6(2.0%)	4(1.4%)	6(1.9%)	9(2.4%)

※１　「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係の措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表１－２　現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	1	0	0	0	2
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	0	0	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置(安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条)	0	4	1	1	2
被ばく線量の測定（電離則第 8 条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第 9 条）	0	0	0	1	1
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第 38 条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第 39 条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第 41 条の 2）	0	0	0	0	0
その他	10	2	2	4	5

表１－３　健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の４）	0	1	0	0	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	3	4	1	2	0
電離健康診断の実施（電離則第 56 条）	0	0	0	0	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第 57 条）	0	0	0	0	0
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	6	3	2	6	1
その他	0	0	0	2	0

表１－４　労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	20	0	3	3	1
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	15	7	5	4	3
休業手当の支払（労基法第 26 条）	0	0	0	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	12	9	4	7	3
有害業務の労働時間制限（労基法第 36 条）	0	0	0	0	0
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	52	20	26	18	10
年次有給休暇（労基法第 39 条）	19	9	5	14	4
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	28	5	22	19	7
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	3	0	0	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	3	0	0	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	0	0	0	0	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	0	0	1	0	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	27	18	17	7	8
年休管理簿の作成（労基則第 24 条の７）	10	4	14	6	0
その他	2	0	1	0	0

表１－５　元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	12	6	4	6	8
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条、安衛則第 635 条）	0	0	0	0	1
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	2	0	1	0	0

※１(2)　「表１－２」「表１－３」「表１－４」「表１－５」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表１－１」の各違反事業場数とは一致しない。

2　福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（令和３年～令和７年）

表２－１　監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
監督指導実施事業場数	92	88	131	125	156
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	29	22	32	63	51
違反率（%）	31.5%	25.0%	24.4%	50.4%	32.7%
電離則・除染電離則違反の事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	4(4.3%)	6(6.8%)	13(9.9%)	20(16.0%)	3(1.9%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	12(13.0%)	4(4.5%)	7(5.3%)	31(24.8%)	23(14.7%)
健康管理関係の違反事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	0(0.0%)	5(5.7%)	10(7.6%)	6(4.8%)	0(0.0%)
労務管理関係の違反事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	6(6.5%)	16(18.2%)	13(9.9%)	12(9.6%)	8(5.1%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 (　)内は監督実施事業場数件数に占める割合	11(12.0%)	2(2.3%)	7(5.3%)	19(15.2%)	21(13.5%)

※2　「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係の措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表２－２　現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第 18 条）	2	0	0	0	2
車両系建設機械の作業計画（安衛則第 155 条）	0	0	0	4	1
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	2	0	0	2	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	1	0	0	3	3
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	0	0	2	2	4
火気使用場所の火災防止（安衛則第 291 条）	0	0	0	0	0
はい作業主任者の選任（安衛法第 14 条、安衛則第 428 条）	0	0	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置(安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条)	0	0	1	6	2
安全通路（安衛則第 540 条）	0	0	0	0	0
クレーンの月次検査（クレーン則第 35 条）	0	0	0	0	0
クレーンの作業開始前点検（クレーン則第 36 条）	0	0	0	0	0
移動式クレーンの作業方法等の決定等（クレーン則第 66 条の２）	0	0	0	5	1
事前調査（石綿則第３条）	0	0	0	0	0
外部被ばく線量の測定（除染電離則第５条）	0	0	0	8	0
線量測定結果の確認、記録（除染電離則第６条）	0	0	0	3	0
作業場所の事前調査・明示（除染電離則第７条）	1	2	2	4	3
作業の指揮者（除染電離則第９条）	0	0	0	0	0
作業の届出（除染電離則第 10 条）	0	0	0	0	0
退出者の汚染検査（除染電離則第 14 条）	0	0	0	0	0
持出物品の汚染検査（除染電離則第 15 条）	0	0	0	0	0
有効な保護具の使用（除染電離則第 16 条）	3	0	0	3	0
その他	4	3	5	8	15

表２－３　健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の４）	0	0	0	0	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	0	2	1	0	0
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	0	0	0	0	0
除染等電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	0	0	0	0	0
除染等電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	0	0	0	0	0
除染等電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	0	0	0	0	0
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	0	4	9	4	0
その他	0	1	3	3	0

表２－４　労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	0	3	1	5	3
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	0	0	4	0	2
休業手当の支払（労基法第 26 条）	0	0	0	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	3	1	6	0	0
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	5	4	4	2	1
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	0	3	5	2	3
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	0	0	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の２）	0	0	0	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	0	1	0	0	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	0	0	0	0	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	1	6	3	5	0
年休管理簿の作成（労基則第 24 条の７）	0	1	2	1	0
その他	3	2	5	3	2

表２－５　元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	10	2	7	19	21
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条、安衛則第 635 条、第 638 条の 3）	0	0	0	3	0
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 649 条、第 653 条）	1	0	0	6	3

※2(2)　「表２－２」「表２－３」「表２－４」「表２－５」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表２－１」の各違反事業場数とは一致しない。

3　福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和３年～令和７年）

表３　監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
監督指導実施事業場数	164	99	38	18	13
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	67	48	13	2	4
違反率（%）	40.9%	48.5%	34.2%	11.1%	30.8%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	5(3.0%)	10(10.1%)	4(10.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	15(9.1%)	15(15.2%)	4(10.5%)	0(0.0%)	2(15.4%)
健康管理関係の違反事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	4(2.4%)	8(8.1%)	3(7.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)
労務管理関係の違反事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	43(26.2%)	36(36.4%)	6(15.8%)	2(11.1%)	0(0.0%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(6.1%)	4(4.0%)	3(7.9%)	0(0.0%)	2(15.4%)

※３　「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係の措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

4　中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和３年～令和７年）

表４　監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
監督指導実施事業場数	102	110	76	33	27
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	43	52	24	5	1
違反率（%）	42.2%	47.3%	31.6%	15.2%	3.7%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	4(3.9%)	9(8.2%)	4(5.3%)	0(0.0%)	1(3.7%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	1(1.0%)	11(10.0%)	2(2.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)
健康管理関係の違反事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	8(7.8%)	8(7.3%)	6(7.9%)	0(0.0%)	1(3.7%)
労務管理関係の違反事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	39(38.2%)	33(30.0%)	17(22.4%)	5(15.2%)	0(0.0%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 （　）内は監督実施事業場数件数に占める割合	2(2.0%)	7(6.4%)	3(3.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)

※４　「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係の措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

5　汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（令和３年～令和７年）

年	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
発注者	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	197	59	164	23	156	13	109	34	158	11
違反事業場数	73	23	67	3	37	8	40	25	47	8
違反率（%）	37.1%	39.0%	40.9%	13.0%	23.7%	61.5%	36.7%	73.5%	29.7%	72.7%

6　福島労働局における監督指導の他の取組（令和７年）

（１）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

・　東京電力ホールディングス株式会社及び元請事業場に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（５月）

・　「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（２月、６月、11 月）

・　福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（1 月、9 月）

（２）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

・　「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（７月、10 月）

・　「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会」の講話会において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（９月、11 月）

・　「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会」の研修会において、福島地方環境事務所発注工事に従事する事業者に対し、労働基準関係法令を説明（10 月）

・　県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（６月）